

2012.09.19：平成24年環境厚生委員会 本文

○丸井委員長

休憩前に引き続き委員会を開きます。

環境生活部の特定付託案件について審査いたします。

質疑は、所管外にわたらないよう願います。

なお、答弁者は、挙手のうえ、委員長と呼び、次に職名を言って発言を求めてください。

質疑はありませんか。——高橋副委員長。

---

○高橋委員

それでは、私から青森県子ども・若者育成支援推進計画(案)につきまして、何点か質問させていただきたいと思います。

先月であります、子ども・若者育成支援推進計画の策定に向けて教育現場などの声を反映させるために、8月8日、県庁内で小・中・高校の教員の方や県の知事部局の方、県教育委員会の方、県警の担当者等々が集まって、子供たちの現状や課題、その解決策を議論するためのワークショップが開催されたとの新聞報道がございました。

そこで、この点に関しまして、3つ質問したいと思います。

まず1点目ではありますが、このたび行われましたワークショップの内容と成果についてお伺いをいたします。

---

○鳥谷部青少年・男女共同参画課長

ワークショップの内容と成果についてでございます。

このワークショップは、実際に教育や福祉などの現場で、子供・若者の育成支援に携わっている中堅職員の方々の意見を伺い、現在策定作業中の子ども・若者育成支援推進計画に反映させることを目的に、8月8日に県庁内において開催したものでございます。

具体的には、小・中・高の教員各5名の計15名と知事部局、県教育委員会及び警察本部の担当職員16名の合計31名に参加いただきまして、1つ目として、万引きなどの非行防止対策、2つ目として、いじめ、暴力行為などの問題行動対策、3つ目として、職業観の形成に向けた対策の3つのテーマについて、それぞれ現状や課題を抽出し、解決策の提案をしていただいたところでございます。

主な提案内容としましては、1つ目のテーマ、万引きなどの非行防止対策につきましては、道徳教育や共同体験活動などを通じた規範意識の育成など。2つ目のテーマ、いじめ、暴力行為などの問題行動対策につきましては、子供が相談しやすい環境づくりや相談支援の充実など。3つ目のテーマ、職業観の形成に向けた対策につきましては、年齢に応じた職場見学や職場体験の実施などについて御提案をいただいたところでありまして、日ごろから教育現場で子供たちと接している教員を中心に、現場の実態や子供たちの状況を踏まえた大変貴重な御提案をいただくことができたと考えております。

県としましては、これらの成果について、計画の策定作業の中で十分に検討し、計画に反映させていくこととしております。

---

○高橋委員

非行防止の関係、あるいは、いじめや暴力行為、それから職業観の形成という内容であるとのことでありますけれども、非行防止、暴力行為への対応というのと職業観というのが、種類が違うような気もしますけれども、職業観の形成についてワークショップで議論する意義はどういうふうに捉えればよろしいんでしょうか。

---

○鳥谷部青少年・男女共同参画課長

職業観を取り上げる意味についてでございますけれども、最近ニートとか、ひきこもりとか、不登校とか、そういう子供・若者が抱える問題が深刻化しているということでございまして、そのことにつきまして、現場の教員等から御意見を聞き、計画に反映させるということで、このテーマを選んだものでございます。

---

○高橋委員

了解いたしました。

次に、本年度策定予定のこの計画の趣旨と目的について御答弁を願います。

---

○鳥谷部青少年・男女共同参画課長

先ほど申し上げましたけれども、近年ニート・ひきこもり・不登校・発達障害等の精神障害など、子供・若者が抱える問題が深刻化しておりまして、これまでの個別分野における縦割りの対応では限界があるというふうに言われていることなどを踏まえまして、国では平成22年4月に、子供・若者育成支援のための総合的な施策の推進を目的とする子ども・若者育成支援推進法を施行いたしまして、同年7月には、法に基づき子ども・若者ビジョンが策定されたところでございます。

本県においても、この動きを踏まえまして、青森の未来を担う子供・若者の成長と自立を支援していくために、関係機関や県民が一体となって取り組むべき指針を定める必要があるとの観点から、本計画を今年度中に策定することとしているものでございます。

本計画策定においては、基本的な目標として、まず1点目、全ての子供・若者が健全に成長していくこと、2点目、ニート・ひきこもり・不登校・発達障害等の精神障害など、社会生活を営む上で困難を有する子供・若者やその家族の方々が個々の状況に応じて切れ目のない継続的な支援を受けられること、また3点目として、子供・若者の育成支援の基盤となる地域社会づくりを推進することを目指していきたいと考えております。

---

○高橋委員

それと今後の計画策定に至るスケジュールについて御答弁願います。

---

○鳥谷部青少年・男女共同参画課長

計画策定のスケジュールについてでございます。

本計画策定の主なスケジュールについては、今月21日に開催される青少年健全育成審議会に計画素案を提示し、御意見を伺うこととしております。

また、今後、国の関係機関や市町村からも御意見を伺うほか、10月下旬ころにはパブリックコメントを

実施し、広く県民からの御意見を伺った上で、来年1月ごろに青少年健全育成審議会に計画案を諮問し、答申を受けて、今年度内に計画を策定したいと考えております。

以上です。

---

○高橋委員

御答弁ありがとうございました。

市町村の計画策定という部分については、努力義務とかそういったものは法律上設けられているんでしょうか。

---

○鳥谷部青少年・男女共同参画課長

市町村の計画策定の件でございますけれども、県と同様に、法律では地方公共団体は策定に努めるものとするというふうな規定になってございます。

以上です。

---

○高橋委員

いずれにしても、県はもちろんでありますけれども、市町村においても同様な計画がつくられてしかるべきと考えられますけれども、全県的な市町村の策定に向けた対応という部分は、どのようにお考えになっているのか、御答弁を願います。

---

○鳥谷部青少年・男女共同参画課長

まず国で平成22年7月にビジョンを策定したということで、今後、今作業中ですが、県でも策定されていくということで、それらを受けて、市町村はそれぞれの地域の社会的条件に応じた計画を策定することになると考えてございまして、今後、県で策定し次第、もしくは策定作業の途中でも意見照会等をする場面がございますので、それらを通じて市町村における策定を促進していきたいと考えてございます。

---

○高橋委員

基本的には各市町村の自主的判断と申しますか、その部分が大事だと思いますので、そこは委ねつつも、やはり県としても先に計画を策定するわけですから、助言なり支援なりを引き続きやっていただきたいのと、計画策定はもちろんでありますけれども、その後がやはり大事になろうかと思えます。そういった意味で計画の進捗状況の把握であるとか推進体制のありよう等々も含めて、今後計画の最終的な策定に向かって、その部分も含めて十分御議論いただいた上で、県民全体が一丸となってこのことに取り組めるような実践的な計画になることを期待して、質問を閉じたいと思えます。

ありがとうございました。